

令和8・9年度
福岡地区水道企業団
競争入札参加資格審査申請要領
(追加申請)

【工事】

受付期間

令和8年 2月20日（金）から
令和8年 3月23日（月）まで

令和8・9年度において、福岡地区水道企業団が行う工事の競争入札に参加を希望する方は、競争入札参加資格申請書及び必要な書類を提出してください。

「委託」、「物品・リース」を希望される方は、
それぞれ申請が必要です。

【目次】

はじめに	1
1 競争入札参加者に必要な資格	2
(1) 競争入札参加者に必要な資格	2
(2) 競争入札に参加するためには必要な資格	2
(3) 暴力団排除策の強化について	3
2 申請区分業種等	5
3 申請に必要な書類(提出書類)	6
(1) 指定様式	
① 必ず提出が必要な書類	6
② 該当する方のみ提出が必要な書類	6
(2) 添付書類	
① 必ず提出が必要なもの	6
② 該当する方のみ提出が必要なもの	7
4 各様式の記入要領等	9
5 繙続申請者の変更届について	13
6 注意事項	13
7 競争入札参加資格の認定	
(1) 書類の受理	14
(2) 資格の認定	14
8 競争入札参加資格審査申請方法	15
9 問い合せ先等	15

<別表>

◦ 施工実績及び技術者について(様式9)	16
◦ 申請区分業種 分類表(工事)	18

はじめに

本書は、令和8・9年度 福岡地区水道企業団競争入札参加資格申請（追加申請）において「工事」を希望する方を対象とした要領です。

本書に基づく申請により、競争入札参加資格の認定を受け「令和7・8・9年度競争入札有資格者名簿」（通称「登録業者名簿」）に登載された方は、令和8年8月1日から令和10年7月31日までの間に公告または指名がなされる入札について、参加資格を有します。

◎追加申請における注意事項

☆ 令和7年8月1日現在、登録業者名簿に登載されていない申請区分（※）について申請することができます。

**△注意：すでに名簿登載されている申請区分の業種や希望順位などを
変更することはできません。**

※）申請区分とは
「工事」、「委託」、「物品・リース」の区分をいいます。

対象となる追加申請

■ 令和7年8月1日現在の登録業者名簿において、すべての申請区分に登載されていない方の申請

■ 令和7年8月1日現在の登録業者名簿に登載されている方のうち、
名簿登載されていない申請区分の申請
(例)「工事」に名簿登載されている方は、「委託」「物品・リース」に
申請することができます。
⇒ 本要領において「継続申請」という。

☆ **令和7年度以降の登録から、申請区分業種ごとに「工事種目」を設定していますので、希望する工事種目を必ず選択してください。**

1. 競争入札参加者に必要な資格

(1) 競争入札参加者に必要な資格

競争入札に参加するために必要な資格は下記（2）のとおりです。

なお、本要領に基づく競争入札参加資格審査申請において、申請書類中の重要な事項について虚偽の記入をした者、重要な事実について記入しなかった者、不正な手段により競争入札参加資格の認定を受けたと認められる者及び経営状況が著しく不健全であること又は競争入札参加者としてふさわしくない事実が審査の過程等で判明した者については、不認定又は認定の取り消しを行うことがあります。

本企業団への競争入札参加資格審査申請を行う方については、このことを承諾したものとして審査を行うこととします。

(2) 競争入札に参加するためには必要な資格

- ア. 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- イ. 福岡地区水道企業団競争入札参加停止等措置要領別表第3に該当する者でないこと。
- ウ. 市町村税を滞納していない者であること。
- エ. 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- オ. 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- カ. 工事請負契約にあっては建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可及び同法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受け、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（総合評定値が記載されているものに限る。）の通知を受けていること。
本企業団との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、当該支店等が当該許可を受けていていること、その他の契約にあっては営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。（※注1）
- キ. 工事請負契約にあっては、雇用保険法に基づく雇用保険、健康保険法に基づく健康保険及び厚生年金保険法に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。
ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

※注1 公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法第27条の23第1項において経営事項審査（以下「経審」という。）を受けることが義務付けられている。

また、工事の請負契約を締結することができるのは、経審の結果通知書に記載された審査基準日（決算日）から1年7か月の間に限られているので、**公共工事を請け負おうとする建設業者は毎年定期的に経審を受けることを必要とする。**

（3） 暴力団排除策の強化について

本企業団では、福岡県暴力団排除条例等の施行に伴い、公共調達からの暴力団排除策の強化に努めています。

その一環として、競争入札参加資格審査申請時に、代表者（個人事業主を含む）、役員（※注2）及び支店等に委任する場合の支店長等（以下「代表者等」という。）の氏名、氏名のフリガナ、生年月日を所定の様式で提出していただきます。（※注3）。

関係する提出様式にもれがないよう確認してください。また、申請及び認定後に代表者等に変更が生じた場合は、変更した代表者等の氏名、氏名のフリガナ、生年月日について変更届を提出してください。

※注2 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう（監査役、監事、合資会社の有限責任社員、事務局長などは含まない。）。

※注3 代表者（個人事業主を含む）、役員及び支店等に委任する場合の支店長等の氏名、氏名のフリガナ、生年月日は、本企業団の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用します。なお、代表者の役職・氏名及び支店等に委任する場合の支店長等の役職・氏名はホームページで業者情報として公表します。

【参考1】地方自治法施行令

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（※注4）
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
 - 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※注4 能力を有しない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関する同意権付与の審判を受けた者及び未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。

【参考2】福岡地区水道企業団 競争入札参加停止等措置要領

別表第3 入札参加資格の取り消し基準

措置要件

- 1 役員等（役員等として登記又は本企業団若しくは関係機関に届出がされていないが、経営に事実上参加している者を含む。）が暴力団の構成員等であるとして、福岡県警察本部から通知があり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
- 2 次の各号に該当するとして、福岡県警察本部から通知があり、役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴対法、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例等の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
(次の各号に該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との関連性を認めることが相当である場合に限る。)
 - ア 暴力団等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき。
 - イ 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用しているとき。
 - ウ 暴力団等であること又は構成員等が経営に事実上参加していることを知りながら、その者と下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約を締結したとき。
 - エ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用したとき。
 - オ 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用したとき、又は暴力団等に資金的援助若しくは便宜供与をしたとき。
 - カ 役員等又は使用人が、暴力団等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2. 申請区分業種等

申請区分業種及び工事種目は 18~19 ページの 別表「申請区分業種分類表（工事）」のとおりです。希望する申請区分業種を選択し、申請区分業種ごとの履行可能な工事種目を申請してください。

＜注意事項＞

- ・ 申請受理後は、申請区分業種・工事種目の変更はできませんので、十分確認のうえ申請してください。
(今回の登録の有効期限 令和10年7月31日まで変更できません。)
- ・ 一般競争入札については、個別に当該入札に係る資格要件を定めることができますので、入札に参加できない場合があります。
- ・ 指名競争入札については、福岡地区水道企業団の指名基準に基づき入札参加者の選定を行いますので、入札参加資格の認定を受けても必ずしも指名があるとは限りません。

（1）申請区分業種

- ▼ 18~19 ページの別表 申請区分業種 22 種から希望する業種を申請（1位から3位まで申請可）してください。
なお、申請区分業種に対応する建設業法上の許可業種 29 業種については「建設業法の許可業種」及び「備考」欄で確認してください。
- ▼ 別表「申請区分業種分類表（工事）」に記載のない業種は、本要領に基づく申請の必要はありません（登録業者名簿の対象外となります）。

（2）工事種目（工種）

- ▼ 希望する申請区分業種について、別表「申請区分業種分類表（工事）」で工事種目を確認し、履行可能な工事種目をすべて選択してください。
- ▼ なお、申請した工事種目は、別途提出する「施工実績及び技術者について」（様式9）に施工実績の有無をすべて記載してください。

（3）その他

▼ 【管工事Ⅱ種】について

「管工事Ⅱ種」は、送水管等を布設する工事で、給水管への分岐がない管布設工事であるため、建設業法の土木工事業及び水道施設工事業の両方の許可、または平成26年度以降における当企業団又は構成市町（構成団体）での上水道管布設工事の実績が必要です。

※ 「管工事Ⅱ種」と「土木工事」を共に希望され、それぞれの希望順位が第1位もしくは2位であるときは、登録名簿上の取り扱いは、いずれも希望順位第1位の扱いとします。

- 例 1)** 希望順位「第1位 管工事Ⅱ種」、「第1位 土木工事」、「第3位 建築工事」
例 2) 希望順位「第1位 土木工事」、「第1位 管工事Ⅱ種」、「第3位 管工事」

注意

- 例 3)** 希望順位「第1位 管工事Ⅱ種」、「第2位 建築工事」、「第3位 土木工事」

※「管工事Ⅱ種」又は「土木工事」の希望順位が3位の場合は、希望順位3位の業種は希望順位第1位の扱いとはなりません。

3. 申請に必要な書類

(1) 指定様式

① 必ず提出が必要な書類

- 【様式1】令和8・9年度競争入札参加資格審査申請書（追加）
【様式2】競争入札参加資格審査調書（工事）（追加）
【様式3】使用印鑑届（工事）
【様式4】代表者・役員等情報 届出書
【様式5】誓約書
【様式9】施工実績及び技術者について
【様式10】監理技術者及び技術者名簿
【様式14】提出書類一覧表

② 該当する方のみ提出が必要な書類

- 【様式2-1】競争入札参加資格審査調書（工事）その2
【様式6】申立書（個人の場合）
【様式7】委任状
【様式8】支店・営業所等概要調書
【様式11】水処理関連工事実績調書（「機械器具設置工事」を希望する方）
【様式12】導・送水管等布設工事登録調書（「管工事Ⅱ種」を希望する方）
【様式13】雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書

(2) 添付書類

① 必ず提出が必要なもの

- ▼ 各公的機関発行の証明書等（令和8年1月1日以降発行のもの）
※原本を提出してください。コピーは不可。
※発行日が令和7年12月31日以前のものは、一切、受理できません。
(ア) 登記事項（全部）証明書（法人の場合）
(イ) 身分証明書（個人の場合）
本籍地の市町村で発行のもの

(ウ) 市町村税を滞納していないことの証明書

支店等への委任を「行わない場合は本店」、「行う場合は当該支店等」の所在地市区町村発行の証明書

なお、市町村が「滞納がないことの証明書」を発行していない場合は、滞納がないことを確認できる証明書（納税証明書等、直近2年分）を提出してください。

（地方税法の規定による徴収猶予を受けている場合はその証明書）

(エ) 消費税及び地方消費税納税証明書

- ・本社所在地の所轄の税務署発行の証明書
- ・証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択してください。
（「その3の2」、「その3の3」でも可）。
- ・電子納税証明書(PDF)で交付されたものは印刷したものを提出してください。

(オ) 返信用はがき

申請受付の受理又は不受理の通知のために必要ですので、85円切手を貼付し、はがきの表面に返送先を記入のうえ、提出してください。（裏面は企業団で印刷するので白紙であること）

(カ) 返信用封筒

認定書を送付する返信用封筒（長形3号封筒）に申請者の所在地、会社名等を記入のうえ、110円切手を貼付して申請書類と一緒に提出してください。

▼ 建設業の許可を証する書類等

(キ) 建設業の許可通知書の写し

- ・登録を希望する建設業の許可業種が記載された国土交通大臣又は都道府県知事発行の許可通知書（有効期限内で最新のもの。）の写し。

※ 許可通知書を紛失した場合は、令和8年1月1日以降発行の建設業許可証明書（原本）、コピーは不可

- ・地場外の法人（本企業団の構成団体並びに構成する市町の行政区域内に本店がない法人）で、本企業団との取引を代理人（支店長、営業所長等）に委任する場合は、当該支店等が当該許可を受けていることが必要です。
建設業許可申請書に添付する「営業所一覧表」をあわせて提出してください。

(ク) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書の写し

令和6年8月31日以降を審査基準日とする最新の審査結果通知のもの。

② 該当する方のみ提出が必要なもの

(ケ) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という）の加入確認書類や届出書

▼ 「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」

提出する経営事項審査結果通知書の「その他の審査項目（社会性等）」の社会保険等の加入の有無の数値等欄のいずれかが「無」の場合は、申請時の社会保険等への加入状況に応じて、加入の確認ができる書類や届出書（様式 13）を提出してください。
(下記「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」参照)

【参考例】

※経営事項審査結果通知書（抜粋）

その他の審査項目（社会性等）	数値等
雇用保険加入の有無	無
健康保険加入の有無	除外
厚生年金保険加入の有無	有
建設業退職金共済制度加入の有無	

赤枠内の3項目のいずれかが「無」の場合のみ、当該保険の加入確認のため、下記の書類の提出が必要です。

「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」

保険の種類	提出書類等
雇用保険	<p>加入義務がある場合、1～3のいずれか</p> <p>1 保険料の領収書の写し ※経営事項審査結果通知書の審査基準日以降に発行された直近のもの。</p> <p>2 保険料の納入証明書（写し可） ※発行日が令和8年1月1日以降の直近のもの。</p> <p>3 雇用保険適用事業所設置届事業主控の写し ※公共職業安定所が発行したもの。</p> <p>加入義務がない場合</p> <p>【様式13】</p> <p>「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」</p>

健康保険 及び 厚生年金保険	<p>加入義務がある場合、1～5のいずれか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険料の領収書の写し ※経営事項審査結果通知書の審査基準日以降に発行された直近のもの。 2 保険料の納入証明書（写し可） ※発行日が令和8年1月1日以降のもの 3 適用通知書の写し ※年金事務所が発行したもの。 4 健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認書の写し ※年金事務所の発行日が令和8年1月1日以降のもの 5 健康保険・厚生年金保険新規適用届の控の写し ※年金事務所の受付印のあるもの。 <p>加入義務がない場合</p> <p>【様式13】</p> <p>「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」</p>
-------------------------------	--

なお、社会保険等への加入義務がある事業者で、加入確認できない場合は、競争入札参加資格が与えられません。

(コ) ISO (9000 シリーズ) 登録証及び付属書の写し

等級区分のある管工事、管工事Ⅱ種、土木工事、建築工事、電気工事、舗装工事の業種を希望する方で取得している方は以下の書類を提出してください。

(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証機関に認定されている審査登録機関の認証取得していることを示す登録証及び付属書類。

(支店等へ委任する場合は、支店等が確認できるページの写しも添付のうえ提出してください。)

4. 各様式の記入要領等

<共通>

- ① 各様式中の登録番号欄は、空白のままで提出してください。
- ② 希望する申請区分業種及び工事種目は、別表「申請区分業種分類表(工事)」の申請区分業種及び工事種目から選んでください。

【様式1】令和8・9年度競争入札参加資格審査申請書（追加）

- ① 実際に当企業団と取引を行う店舗の所在地（本店の場合は、登記簿に登載されているところ。支店・営業所等の場合はその所在地）、個人にあっては現に営業しているところを公称町名で記入してください。
- ② 商号又は名称は、実際に当企業団と取引を行う店舗（本店の場合は、登記簿に登載されているところ。支店・営業所等の場合はその名称）を記入し、「【様式3】使用印鑑届」と同一のものを押印してください。
- ③ 書類内容が説明できる担当者の氏名、問合せ先を明記すること。

【様式2】競争入札参加資格審査調書（工事）（追加）

▼「【様式2】競争入札参加資格審査調書（工事）（追加）」は必ず両面印刷してください。

▼作成上の注意事項などは次のとおりです。

- ①「本店」欄は、登記簿に登載されている記載事項と同一であること。
- ②「支店・営業所等」欄は、「【様式7】委任状」を提出して当企業団との取引を支店長、営業所長など代理人に行わせるときのみ記入してください。
- ③「許可業種」の欄は、該当するものに○を付け、「般・特」のいずれかに○をつけてください。

なお、許可業種名称は工事を省略しています。（例：土木一式 → 土木一式工事）
「般」は一般建設業を、「特」は特定建設業のことを指しています。

④「希望申請区分業種及び工事種目」欄の説明

(ア)「希望申請区分業種」の欄は、別表「申請区分業種分類表（工事）」を参照のうえ、入札参加の希望順位第1位から順次記入してください。

（入札参加の希望順位第3位まで記入可）

導水管・送水管布設工事については、申請区分業種は、「管工事Ⅱ種」となります。

この場合、建設業法による水道施設工事業及び土木工事業の両方の許可、または平成26年度以降における当企業団又は構成市町（構成団体）での上水道管布設工事の実績を要します。

(イ)「工事種目」の欄は、別表「申請区分業種分類表（工事）」の各業種に設定された工事種目及び工事種目に対応するアルファベットを記入してください。

⑤「特殊工事実績」欄の説明

土木工事、管工事Ⅱ種を希望する方で平成26年度以降の実績を有する方は、工事区分に従って官民を問わず記入してください。

⑥「工事種類別完成工事高」欄の説明

(ア) 希望する申請区分業種のみ記載すること。

「希望種目許可業種」欄に印刷されていない他の業種は、その他の空白欄に記入してください。

(イ)「管工事」の年間平均工事高は「空気調和」、「給排水衛生」に区分して記入のこと。

⑦「職員数」の欄の説明

技術職員の数は、技術職員の内訳が経営事項審査の許可区分ごとの「技術者数」の数と一致するように記入し、該当する技術者欄には延職員数で記入してください。

⑧「主な取り扱いメーカー」の欄の説明

「主な取り扱いメーカー」とは、電気工事における引込受電盤などの電気プラント設備の機器や、機械器具設置工事におけるポンプ設備などの機器等、請負工事において、請負材料として使用する設備機器等、また補修可能な設備機器のメーカー名を記入してください。

【様式2－1】競争入札参加資格審査調書（工事）その2

「管工事Ⅱ種」を希望する事業者は提出が必要です。

様式の記入要領に従って記入してください。

【様式3】使用印鑑届

- ① 本店の所在地、商号又は名称、代表者の役職名・氏名を記入してください。
- ② 使用印鑑は企業団との取引に使用する印鑑を鮮明に押印してください。
- ③ 必ずしも実印でなくてもよいが、法人の場合は商号、役職名が含まれた印鑑が望ましい。個人の場合は、代表者の印鑑を使用印鑑としてください。
なお、法人・個人ともに会社印（会社名のみの印）は使用できません。
- ④ 「【様式7】委任状」を提出する方は委任状の代理人の印鑑と同一であること。
なお、商号、役職名が含まれた支店長等の印を使用印鑑とすることが望ましい。

【様式4】代表者・役員等情報届出書

代表者・役員等の氏名等を記入してください。

なお、「【様式7】委任状」を提出する方は、支店長、営業所長などの代理人の氏名等の記入も必要です。

【様式5】誓約書

本店の所在地、商号又は名称、代表者の役職名・氏名を記入、印鑑は代表者の実印を使用してください。

【様式6】申立書

個人の場合は提出が必要、法人の場合は提出不要です。

代表者の実印を押印してください。

【様式7】委任状

- ① 当企業団との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合に、提出してください。

ただし、代理人の指定は委任状に記載の全ての委任事項を委任できる場合のみです。（一部事項のみの委任は認めていません。）

委任期間は令和10年7月31日までとなります。

なお、登録後（令和8年8月1日以降）に代理人の変更が可能です。

（変更届の提出が必要です。）

- ② 代理人の氏名は、以下の書類の「代理人氏名」欄と一致すること。

「【様式2】競争入札参加資格審査調書」の「支店、営業所等」の「代理人役職・氏名」

- ③ 「【様式4】代表者・役員等情報届出書」に、代理人氏名等の記入も必要です。

【様式 8】支店・営業所等概要調書

支店・営業所等での取引を希望する場合は提出してください。

支店・営業所等が受けている建設業の許可、施工実績及び技術者数など業務に関する事項を記入してください。

※「支店・営業所 許可状況」の欄の建設業許可については、以下の（ ）内に示された略号を記入してください。

土木工事業（土） 鋼構造物工事業（鋼） 熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建） 鉄筋工事業（筋） 電気通信工事業（通）
大工工事業（大） 舗装工事業（舗） 造園工事業（園）
左官工事業（左） しゅんせつ工事業（しゆ） さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と） 板金工事業（板） 建具工事業（具）
石工事業（石） ガラス工事業（ガ） 水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋） 塗装工事業（塗） 消防施設工事業（消）
電気工事業（電） 防水工事業（防） 清掃施設工事業（清）
管工事業（管） 内装仕上工事業（内） 解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ） 機械器具設置工事業（機）

【様式 9】施工実績及び技術者について

16～17 ページを参照して記入してください。

【様式 10】監理技術者及び技術者名簿

① 提出日現在で在職している技術者について記入してください。

なお、指定様式の全項目が記載されていれば、任意の様式でも結構です。

ただし、【様式 10】を表紙として添付（氏名欄には「別紙のとおり」と記入）し、申請区分ごとも技術者の内容・人数が明確になるようにしてください。

② 免許や資格者証等の添付は不要です。

③ 監理技術者は監理技術者資格者証を有する者を記入してください。

④ *構成市町に本社又は主たる事業所を有する場合は、現在所属する技術者全員を記入してください。（*構成市町・・・14 ページ(8)を参照）

⑤ *構成市町に本社又は主たる事業所を有しない場合は、福岡地区水道企業団発注の工事に従事可能な技術者（他社の技術者を含まず。）を記入してください。

※ 技術者は、有資格者及び実務経験者を記入してください。

【様式 11】水処理関連工事実績調書

「機械器具設置工事」を希望する事業者は提出が必要です。

「【様式 9】施工実績及び技術者について」とは別に、当該調書に浄水場等の水処理関連工事の実績について記載し提出してください。

【様式 12】導・送水管等布設工事登録調書

「管工事Ⅱ種」を希望する事業者は提出が必要です。

「【様式 9】施工実績及び技術者について」とは別に、記入例を参考に当該調書に記入してください。

【様式 13】雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書

「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」への加入義務がない事業者は提出してください。

様式中の注意書きに従って記入してください。

【様式 14】提出書類一覧表

提出する書類にチェックをして提出してください。

5. 継続申請者の変更届について

現在の登録内容に変更（申請区分の追加申請を除く）がある方は、資格審査申請前までに変更届を提出してください。

6. 注意事項

- (1) 書類は、楷書で明確に記入してください。
- (2) 提出書類に不備や不足がある場合は、個別に連絡します。速やかに修正してください。
なお、修正がなされない場合は「申請不受理」の取扱いとします。
- (3) 作成する書類は、全て上下左右 15mm 以上の余白をあけてください。
- (4) 提出書類は 3. (1) 「指定様式」 (2) 「添付書類」 の記号番号順に、とじひもで、縦長左とじにしてください。

指定様式【様式 1】→【様式 2】→【様式 3】…【様式 12】→【様式 14】

添付書類【添付ア】→【添付イ】→【添付ウ】…【添付ケ】→【添付コ】

ただし、3. (2) 「添付書類」の【添付オ】返信用はがき、【添付カ】返信用封筒はとじ込まないでください。

- (5) 申請書類の提出後、その記入事項に変更があったときは、必要書類を添付のうえ速やかに手続してください。
- (6) 「工事」「委託」「物品・リース」に区分して受付けるので、希望に合せてそれぞれ申請してください。
- (7) 申請する登録区分（工事、委託、物品・リース）が複数ある場合、いずれかの 1 つの登録区分に登記事項証明書や納税証明書等の原本（1通）を添付し、他の登録区分は、原本の代わりにコピーを添付することができます。

【例】 <「工事」と「物品・リース」の申請をする場合>

工事の提出書類に証明書等の原本を添付し、物品の提出書類には証明書等のコピーを添付。

ただし、【様式1】申請書の「登録確認」欄に申請の有無を記載してください。

(8) 構成市町とは、福岡地区水道企業団の構成団体のことであり、次の団体をいいます。

- ①福岡市 ②大野城市 ③筑紫野市 ④太宰府市 ⑤古賀市 ⑥糸島市
- ⑦宇美町 ⑧志免町 ⑨須恵町 ⑩粕屋町 ⑪篠栗町 ⑫新宮町 ⑬久山町
- ⑭春日那珂川水道企業団（春日市、那珂川市）⑮宗像地区事務組合（宗像市、福津市）

(9) 申請書類等において虚偽の内容を記入、又は重要な事実について記入しない等の不誠実な者については不認定とすることがあります。

(10) 競争入札参加資格の認定を受けていても入札の指名がない場合もあります。

(11) 申請内容に虚偽記載等があることが判明した場合は、競争入札参加資格の認定を取り消すことがあります。

7. 競争入札参加資格の認定

資格の認定は、令和8年8月1日付けで行います。

(1) 書類の受理

申請書等の必要書類（添付書類を含む）が全て揃っていることが確認できた場合に、受付通知票を郵送します。

8. ④に記載の補正の期限を過ぎても、なお必要書類が不足している場合は不受理扱いとなり、審査ができません。この場合は不受理通知票を送付します。

受付通知票又は不受理通知票の郵送日は申請状況によりそれぞれ異なります。

最も遅い場合、発送は5月末となる予定です。

(2) 資格の認定

入札参加資格の審査を行い、合格した場合に競争入札有資格者名簿に登載し、競争入札参加資格認定書を郵送します。

審査の結果、不合格の場合は不認定の通知を郵送します。

なお、いずれの場合も発送は7月下旬の予定です。

8. 競争入札参加資格審査申請方法

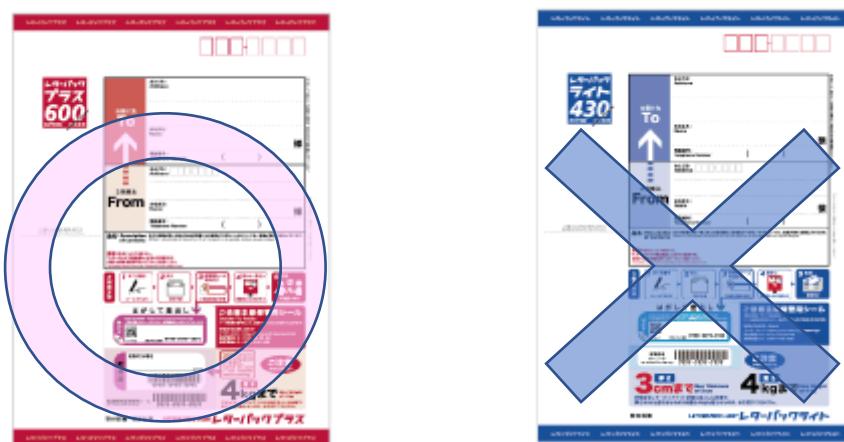
① 郵送受付期間

令和8年2月20日（金）～令和8年3月23日（月）
(当日消印有効)

② 郵送方法

郵送は、「郵便局による一般書留又は簡易書留郵便が付加された通常郵便物など引き受け及び配達記録が残る郵便物又は総務省に認可を受けた民間事業者の行う書留サービスが付加された信書便その他の引受及び配達の記録が残る信書便」を用いてください。

(レターパックプラス(600円)は可、レターパックライト(430円)は不可)



(日本郵便(株)ホームページより)

③ 郵送先

〒815-0031 福岡市南区清水四丁目3番1号
福岡地区水道企業団 財務課 登録審査担当

④ 提出書類の修正・追加等（以下「補正」という。）の期限

令和8年4月30日（木）

9. 問い合わせ先等

○ 期 間 令和8年2月20日（金）～令和8年3月23日（月）まで
(土・日・祝日を除く)

○ 時 間 9時30分から17時まで（12時から13時までを除く）

○ 連絡先 〒815-0031 福岡市南区清水四丁目3番1号

福岡地区水道企業団 財務課 登録審査担当

電 話 (092) 552-1998

FAX (092) 552-1729

施工実績及び技術者について（様式9）

▼ 希望する申請区分業種ごとに作成してください。

下記及び次ページの記入例を参考に作成してください。契約書の写し等の添付は不要です。

（1）希望工事種目 及び 施工実績

項目	説明
(ア)希望工事種目	
希望する工事種目すべてのアルファベットと工事種目を記入 ＊ 施工実績の有無によらず、希望する工事種目はすべて記入 ＊ 別表 申請区分業種分類表（18～19頁）を参照し記入のこと	
(イ)発注者別最高実績	
発注者（当企業団、当企業団の構成市町または他官庁に限る）ごとの1契約あたりの最高施工実績を記入 ＊ 実績がない場合、この欄は記入不要 ＊ 各発注者から直接請け負った工事の契約金額（税込）を記入 ＊ 契約変更があった場合は変更後の最終金額（税込）を記入 ＊ JV施工によるものは契約金額に出資割合を乗じた金額を記入 例：2億5千万円の工事で出資比率25%の場合は「62,500千円」（＝2億5千万円×25%）	
工事件名	工事件名を記入 ＊ 契約書・コリンズ登録などのとおり記入
契約金額	契約金額を記入 ＊ 変更があった場合は、最終金額（税込）を記入
工期（年月）	平成26年4月1日以降令和7年7月末までに完了のものを記入
工事概要等	内容をできる限り詳細に記入 ＊ JV施工の場合は、契約金額と出資割合も記入。 例1：工法、延長、規模、面積など 例2：2億5千万円の工事で出資比率25%の場合は 「250,000千円×25/100」 発注者が当企業団、または当企業団の構成市町以外の他官庁場合は、以下も記入 ＊ 他市町村の場合は都道府県名から記入 ＊ 他の都道府県や国等は具体的な発注者を記入 例：九州地方整備局、福岡市施設整備公社 など

（2）監理技術者 及び 主任技術者

提出日現在在職している技術者（監理技術者又は主任技術者になるために必要な要件を有する方のみ）について、人数を記入してください。当企業団の構成市町内に本店又は主たる事業所を有する方は、所属する技術者人数を記入してください。その他の方は、発注の工事に従事可能な技術者人数を記入してください。

提出の際、名簿・免許・資格者証等の添付は不要です。

(記入例)

施工実績及び技術者について <申請区分業種ごとに作成>

福岡地区水道企業団（令和8・9年度 登録用）				様式 9
希望順位	1位	申請区分 業種	申請区分ごとに 作成してください。	
		建築	(株) ○○○建設	業者番号 110○○○○○
(ア) 希望工事種目				
	希望する工事種目	希望する工事種目	希望する工事種目	
	アリアベット	アリアベット	アリアベット	
1	A 建造建築工事	B RC造建築工事	C SRC造建築工事	希望する工事種目をすべてのアルファベット、 工事種目名を記入してください。 (実績の有無にかかわらず記入のこと)
2				
3				
4	D 木造工事	E その他工事	F その他工事	H26年4月以降に完了したもの を記載してください。(履行開始 日はH26年3月以前でも可)
5	G	H	I	
6			J	

(イ) 発注者別最高実績（平成26年4月1日以降令和7年7月末までに完了のものを記入）

		発注者
件名	○○庁舎外壁改修工事	本企業団構成団体（福岡市等）
契約金額	52,000 千円	○○車両基地改修工事
工期	H26.4～H26.10	○○跡地整備工事
発注者		国又は他官庁
工事概要等	RC造4階建の庁舎の外壁改修工事	○○跡地の木造建築物の改修 修理工事

「工事概要等」は、その内容をできる限り
詳細に記入
例1：工法、延長、規模、面積など
例2：2億5千万円の工事で出資比率
25%の場合は
「250,000千円×25/100」

(2) 監理技術者及び主任技術者

①監理技術者	②主任技術者	合計
5人	7人	(1)+(2) 12人

※ 「①監理技術者」の有資格者を、「②主任技術者」に重複して計上しないでください。
【監理技術者または主任技術者になるために必要な要件を有する方についてのみ】、「人數を」記入してください。

※エクセルファイルにはシートが3つあります。（1位～3位）それぞれの順位の分を作成してください。

別表

申請区分業種 分類表 (工事)

(1 / 2)

番号	建設業法の許可業種	申請区分業種	工事種目		備考
1	管	管工事	A	衛生設備工事	給排水設備工事を含む
			B	空気調和設備工事	
			C	浄化槽設備工事	浄化槽法による届け出が必要
			D	その他の工事	施工実績表に○○工事と明記すること
2	水道施設	管工事Ⅱ種	A	開削工事	「土木工事業」と「水道施設工事業」の両方の許可、または平成26年の以降における当企業団又は構成市町での上水道管布設工事の実績
			B	推進工事	
			C	シールド工事	
3	土木一式	土木工事	A	一般土木工事	道路築造工事・橋梁下部工事・盛土工事等
			B	トンネル・ずい道工事	
			C	P・C工事	橋梁工事・橋梁補修工事・貯水槽工事等
			D	その他の工事	施工実績表に○○工事と明記すること
4	建築一式	建築工事	A	S造建築工事	
			B	R C造建築工事	
			C	S R C造建築工事	
			D	木造建築工事	
			E	プレハブ建築工事	
			F	その他の工事	施工実績表に○○工事と明記すること
5	電気	電気工事	A	屋内電気設備工事	
			B	屋外電気設備工事	
			C	電気プラント工事	プラント設備、計装設備、中央監視制御設備等
			D	受変電設備工事(高圧)	
			E	受変電設備工事(特高)	
			F	太陽光発電設備工事	
			G	非常用電源設備工事	自家発電、直流電源、無停電電源装置
			H	電気防食工事	
			I	その他の工事	施工実績表に○○工事と明記すること
6	舗装	舗装工事	A	舗装工事	
7	造園	造園工事	A	造園工事	
8	塗装	塗装工事	A	建物主体(塗)塗装工事	
			B	建物主体(吹付)塗装工事	
			C	橋梁主体塗装工事	
			D	その他の工事	施工実績表に○○工事と明記すること
9	機械器具設置	機械器具設置工事	A	水道施設設備工事 (製作・設置・修理)	上水道の処理設備工事。 水道施設工事業の許可が必要
			B	機械設備修理工事	Aのうち修理工事のみ。
			C	ポンプ設備工事	
			D	送風機(プロア)設備工事	
			E	エレベーター(乗用)工事	
			F	その他の工事	施工実績表に○○工事と明記すること

別表 申請区分業種 分類表 (工事) (2 / 2)

番号	建設業法の許可業種	申請区分業種	工事種目		備考
10	とび・土工・コンクリート	とび・土工工事	A	交通安全施設工事	防護柵工事、橋梁補修工事、トンネル補修工事等
			B	法面工事	モルタル等吹付工事、アンカーワーク、フリーフレーム工事等
			C	グラウト工事	
			D	フェンス工事	
			E	その他の工事	施工実績表に○○工事と明記すること
11	さく井	さく井工事	A	さく井工事	
12	電気通信	電気通信工事	A	電話設備工事	
			B	監視設備工事	監視カメラ、防犯設備等
			C	OA設備工事	
			D	無線設備工事	
			E	その他の工事	施工実績表に○○工事と明記すること
13	鋼構造物	鋼構造物工事	A	門扉(ゲート)設置工事	
			B	橋梁補修工事	
			C	鋼製柵の製作設置工事	
			D	その他の工事	施工実績表に○○工事と明記すること
14	消防施設	消防設備工事	A	消火設備工事	
			B	火災警報設備工事	
			C	避難、救助設備工事	
			D	その他の工事	施工実績表に○○工事と明記すること
15	防水	防水工事	A	アスファルト防水工事	
			B	モルタル防水工事	
			C	シーリング工事	
			D	塗膜防水工事	
			E	シート防水工事	
			F	注入防水工事	
			G	その他の工事	施工実績表に○○工事と明記すること
16	しゅんせつ	しゅんせつ工事	A	しゅんせつ工事	
17	建 具	建具工事	A	木製建具工事	
			B	金属製建具工事	サッシ、鋼製等の建具
			C	重量シャッター取付工事	
			D	シャッター取付工事(C以外)	
			E	自動ドア取付工事	
			F	その他の工事	施工実績表に○○工事と明記すること
18	清掃施設	清掃施設工事	A	清掃施設工事	製作・設置・修理
			B	ごみ処理プラント設備工事	製作・設置・修理
19	内装仕上	内装仕上工事	A	畳工事	
			B	襖工事	
			C	内装一般工事	床、壁内装仕上げ、間仕切り等
20	左 官	左官工事	A	左官工事	
21	ガラス	ガラス工事	A	ガラス工事	
22	解 体	解体工事	A	解体工事	